

厚生労働省 東京労働局発表  
平成 25 年 9 月 19 日

担当	東京労働局労働基準部賃金課 課長 徳力 信二 主任賃金指導官 大山 正敏 賃金指導官 高橋 和彦 TEL 3512-1614 (直通)
----	---

## 東京都最低賃金を 869 円に引上げ

東京労働局長は、東京都最低賃金を 19 円引き上げ時間額 869 円に改正することを決定し、本日官報公示を行った。

- 1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年 7 月 10 日、東京労働局長（伊岐典子）から東京地方最低賃金審議会（会長 笹島芳雄）に対し諮問を行った。

同審議会は審議の結果、8 月 22 日、現行の時間額 850 円を 19 円引き上げて 869 円に改正する（引上率 2.24%）ことが適当である旨の答申を行った。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額 869 円とする決定を行い、本日（9 月 19 日）官報公示を行った。これにより、効力発生日は 10 月 19 日となる。

- 2 今後、東京労働局では、10 月 19 日から適用される改正された東京都最低賃金額 869 円の周知に努めるとともに、都内各労働基準監督署における講習会や監督指導の実施等により、履行確保を図ることとしている。

- 3 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」（電話 03 - 3543 - 6326）を設けている。

[参考 1]

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第 4 条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1 月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[参考 2]

東京都最低賃金の改正状況（過去 10 年間）

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
引上額	0 円	2 円	4 円	5 円	20 円
時間額	708 円	710 円	714 円	719 円	739 円
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
引上額	27 円	25 円	30 円	16 円	13 円
時間額	766 円	791 円	821 円	837 円	850 円

[参考 3]

近隣各県における平成 25 年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額（引上額）	発効日
神奈川	868 円（19 円）	10 月 20 日（予定）
埼玉	785 円（14 円）	10 月 20 日（予定）
千葉	777 円（21 円）	10 月 18 日
茨城	713 円（14 円）	10 月 20 日（予定）
栃木	718 円（13 円）	10 月 19 日
群馬	707 円（11 円）	10 月 13 日
山梨	706 円（11 円）	10 月 18 日

今年度改正の結果、全国加重平均額は 764 円と前年度に比べ 15 円の引上げとなる見込み。

[参考 4]

平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき、生活保護水準の最新のデータ（平成 23 年度）と平成 23 年 10 月 1 日に改正発効された東京都最低賃金（時間額 837 円）とを比較したところ東京都最低賃金が 26 円下回り、かつ、平成 24 年度の東京都最低賃金の改正（時間額 850 円）による引上額 13 円を加えても 13 円下回っていたが、今年度の改正で乖離解消することとなった。